

医業経営情報

REPORT

Available Information Report for
Medical Management

医業経営

労働環境の改善や
感染症対策に活用可能

助成金・補助金の
主な要件と申請上の
留意点

- 1 助成金・補助金の概要と雇用関係助成金の種類
- 2 スタッフ雇用等に役立つ雇用関係助成金
- 3 幅広い経費が対象となるコロナ関連補助金
- 4 IT 導入補助金 2021 の概要

2021
7
JULY

税理士法人 常陽経営



1 | 助成金・補助金の概要と雇用関係助成金の種類

1 | 助成金・補助金等の概要

(1) 助成金・補助金の活用に向けた考え方と助成金・補助金等の概要

昨今、新型コロナの影響により、経営に苦労しているクリニックは多く、中には、収入が激減して閉院を考えた先生もいるかと思います。

こうした厳しい環境の下、クリニック経営において助成金や補助金を申請して受け取るメリットは大きく、最大のメリットは、「返済不要のお金がもらえる」ことです。本稿は、クリニック経営において活用できる可能性が高い助成金・補助金を紹介していきます。

助成金とは、主に厚生労働省（地方自治体の場合もある）が所管し、採用、人事制度の新設、訓練など一定の要件を満たすともらえる返済不要なお金で、「キャリアアップ助成金」などがあります。

一方、補助金は、国や自治体の政策目標（目指す姿）に合わせて、さまざまな分野で募集されており、事業者の取り組みをサポートするために資金の一部を給付するというものです。クリニックでは、「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」や「IT導入補助金」などが受けられる可能性があります。

給付金については、国や自治体を財源としており、受給条件を満たし、申請することで受け取ることができます。例えば、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」などがこれに該当します。

◆助成金・補助金等の特徴

●助成金

- ・国や地方自治体が事業者の支援のために交付するお金で、厚生労働省によるものが多い
- ・雇用の増加や人材育成、労働環境の改善を行う事業者への支援金が一般的であるが、研究開発事業に対するものもある
- ・助成金には厳しい審査はなく、条件を満たしていれば受給できる可能性が高い
- ・年間を通して募集していることが多い
- ・後払いが原則で、費用の一部が支給されるといった助成金が多い

●補助金

- ・国の政策目標を実現すべく、その政策目標に沿った事業を行う事業主に対して交付する
- ・予算や交付件数が決まっているため、申請しても交付されないことがある
- ・予算決定後、短期間での公募が行われるため、一度逃すと受けられない可能性がある
- ・事業内容や経費が補助金の目的に沿っているか否かを申請時に審査されるほか、交付決定後、計画書通りに事業を行っているかどうかや経費の内容を報告する必要がある
- ・後払いが原則で、費用の一部が支給されるといった補助金がほとんどである

(2)助成金・補助金のメリット・デメリット

一般的に資金繰りに困った際には、金融機関等からお金を借りる、つまり融資を受けるということになります。しかし、どれだけ金利が低くても、借りたお金は返さなければなりません。一方、助成金や補助金については、返済する必要がなく、かかる費用の一部を負担してくれます。

助成金・補助金のメリット・デメリットをまとめると以下の通りとなります。

◆助成金・補助金のメリット

●返済不要の資金援助が受けられる

⇒受給したお金はクリニックの収入となる。

●クリニックの対外的な信用（価値）が上がる

⇒助成金・補助金の多くは、書類を書けばもらえるものではなく、申請に対する審査を受けた結果採択されるものであり、審査に通ったことで信用（価値）が上がるといえる。

●事業計画のブラッシュアップ

⇒申請を通して事業計画を客観的に見ることができ、申請書作成過程で、事業計画の優位な点や不備な点等を発見することでよりよい事業計画が立てられる。

●院内体制の整備・充実化

⇒雇用関連の助成金等では、就業規則や出勤簿、労使協定書など多くの書類を準備する必要があり、必然的に院内管理体制を整備することに繋がる。

◆助成金・補助金のデメリット

●受けられる可能性がある助成金・補助金の情報収集が難しい

⇒インターネットで情報を収集することはできるが、自分達の事業に合う情報を得るのは難しい。

●受給するためには設定された要件を満たす必要がある

⇒助成金・補助金にはそれぞれの目的や対象となる条件が細かく定められていて、条件に合わなければ申請できない。

●手続きが容易でない場合が多い

⇒説明会への参加、多くの書類作成、提出や面接などで何度も足を運ぶ必要がある。支給決定後も、事務処理や事後報告など手間がかかる。

●前払いではなく後払いである

⇒必要なお金はまず自分たちで立て替えておき、後日精算するという流れになる。

●課税対象となる

⇒助成金や補助金は「収入」とみなされ課税対象となる（ただし対価を得て行う取引ではないため消費税は非課税）。

2 | 令和3年度における雇用関係助成金の種類

厚生労働省が管轄する雇用関係助成金は実に多くの種類があります。令和3年度における雇用・労働分野の助成金は以下のように設定されており、大きく分けると7つの区分に分かれ、全部で21種類の助成金が設定されています。

◆雇用関係助成金一覧

雇用維持関係の助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金 ・産業雇用安定助成金
再就職支援関係の助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・労働移動支援助成金
転職・再就職拡大支援関係の助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・中途採用等支援助成金
雇入れ関係の助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・特定求職者雇用開発助成金 ・トライアル雇用助成金 ・地域雇用開発助成金
雇用環境整備等関係の助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者作業施設設置等助成金 ・障害者福祉施設設置等助成金 ・障害者介助等助成金 ・職場適応援助者助成金 ・重度障害者等通勤対策助成金 ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ・人材確保等支援助成金 ・通年雇用助成金 ・65歳超雇用推進助成金 ・高年齢労働者待遇改善促進助成金 ・キャリアアップ助成金
両立支援等関係の助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援等助成金
人材開発関係の助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・人材開発支援助成金 ・職場適応訓練費

次章では、この雇用関係助成金のうちクリニックが活用しやすいと思われる助成金とその要件等を紹介していきます。

2 | スタッフ雇用等に役立つ雇用関係助成金

1 | 各雇用関係助成金に共通の要件等

(1) 各雇用関係助成金を受給できる医療機関

雇用関係助成金を受給する医療機関は次の1～3の要件のすべてを満たすことが必要です。

◆各雇用関係助成金を受給できる医療機関

- 1 雇用保険適用事業所の医療機関であること（雇用保険被保険者が存在する事業所の医療機関であること）
- 2 支給のための審査に協力すること
 - (1) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - (2) 支給または不支給の決定のための審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - (3) 管轄労働局等の実地調査を受け入れること など
- 3 申請期間内に申請を行うこと

(2) 受給できない医療機関

平成31年4月1日以降に雇用関係助成金を申請し、不正受給（※1）による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けた場合、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない医療機関（平成31年3月31日以前に雇用関係助成金を申請し、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けた場合、当該不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過していない医療機関）は受給できません。

なお、支給決定取消日から5年（上記括弧書きの場合は3年）を経過した場合であっても、不正受給による請求金（※2）を納付していない医療機関は、時効が完成している場合を除き納付日まで申請できません。

※1 不正受給とは、偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けまたは受けようとしてすること

※2 請求金とは、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額（上記括弧書きの場合を除く）の合計額

この他、以下のいずれかに該当する医療機関は雇用関係助成金を受給することはできません。

◆各雇用関係助成金を受給できない医療機関

- 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について、申請医療機関の役員等に他の医療機関等の役員等として不正受給に関与した役員等がいる場合
- 支給申請日の属する年度の前年度より前のいづれかの保険年度の労働保険料を納入していない医療機関（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った医療機関を除く）
- 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反があった医療機関
- 医療機関又は医療機関の役員等が、暴力団と関わりのある場合や破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れのある団体に属している場合
- 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している医療機関
- 不正受給が発覚した際に都道府県労働局等が実施する医療機関名及び役員名（不正に関与した役員に限る）等の公表について、あらかじめ承諾していない医療機関

(3)中小企業の範囲

雇用関係助成金には、助成内容が中小企業規模の医療機関と中小企業以外の医療機関とで異なるものがあります。中小企業の範囲は以下のとおりです。

◆医療機関における中小企業の範囲

- 出資持分のある医療機関
⇒出資総額が5,000万円以下または常時使用する職員数が100人以下は中小企業に該当
- その他の医療機関
⇒常時使用する職員数が100人以下は中小企業に該当

(4)生産性要件について

事業所における生産性向上の取組みを支援するため、雇用関係助成金を受給する医療機関が一定の要件を満たしている場合に助成金の割増等を行います。

生産性要件の対象となる助成金は限定されているため、申請前に確認しておくことが必要となります。

2 |トライアル雇用助成金の概要

スタッフ雇用はクリニック経営において悩みが多い部分です。可能であれば、試用期間を設けて適切な人材がどうかを見極めたいところです。トライアル雇用助成金は、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する医療機関に助成し、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした助成金です。

◆トライアル雇用助成金の支給額

- 支給対象者 1人につき月額4万円が支給（1か月単位で最長3か月間 ※支給対象期間という）
- 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父である場合は月額5万円が支給

※支給対象期間が1月に満たない月がある場合、減額支給される場合あり

3 | キャリアアップ助成金の概要

医療機関で採用ケースが多い、有期雇用職員、短時間職員、派遣職員といったいわゆる非正規雇用の職員について、医療機関内でのキャリアアップを促進する取組を実施した医療機関に対して助成するものです。本助成金は次の7つのコースに分けられています。

◆キャリアアップ助成金の各コース

- ①有期雇用職員等の正規雇用職員等への転換等を助成する「正社員化コース」
- ②障害のある有期雇用職員等の正規雇用職員等への転換を助成する「障害者正社員化コース」
- ③有期雇用職員等の賃金規定等の増額改定を助成する「賃金規定等改定コース」
- ④正職員との共通の賃金規定等の導入実施を助成する「賃金規定等共通化コース」
- ⑤正職員との共通の諸手当制度の導入実施または有期雇用職員等に法定外の健康診断制度の導入実施を助成する「諸手当制度等共通化コース」
- ⑥労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期雇用職員等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合に助成する「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」
- ⑦有期雇用職員等の週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに社会保険に適用した場合に助成する「短時間労働者労働時間延長コース」

このうち正社員化コースでは、次表の額が支給されます。ただし、対象職員の支給申請人数は、1年度1事業所当たり20人までを上限としています。

◆正社員化コースの支給額

措置内容	対象労働者 1人当たり支給額	対象者が母子家庭の母等・父子 家庭の父の場合支給額へ加算	派遣労働者を直接雇用し た場合に支給額へ加算
有期雇用から 正規雇用への転換等	57万円<72万円> (42.75万円<54万円>)	95,000円 <12万円>	28.5万円 <36万円>
有期雇用から 無期雇用への転換等	28.5万円<36万円> (21.375万円<27万円>)	47,500円 <60,000円>	
無期雇用から 正規雇用への転換等	28.5万円<36万円> (21.375万円<27万円>)	47,500円 <60,000円>	28.5万円 <36万円>

注：<>内は生産性の向上が認められる場合の額、()内は中小企業規模以外の医療機関が受給できる額

勤務地限定正社員制度、職務限定正社員制度又は短時間正社員制度を新たに規定し、有期雇用職員等を当該雇用区分に転換等した場合に1医療機関当たり95,000円<12万円>（71,250万円<90,000円>）加算

3 | 幅広い経費が対象となるコロナ関連補助金

1 | 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

政府は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、緊急的臨時的な対応として都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)の発熱患者等に対する診療・検査体制の確保及び医療機関・薬局等の医療提供体制の確保を図るため、診療・検査医療機関をはじめとする対象医療機関等の感染拡大防止対策等に要する費用を補助しています。

本補助金は、原則として、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関等は対象外となります。

ただし、同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関については、同補助金の補助基準額（上限額）が本補助金の補助基準額（上限額）より低い場合は、差額について本補助金の申請をすることができます。

(1) 診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援

診療・検査医療機関は、都道府県の指定に基づき専ら発熱患者等を対象とした外来体制をとる医療機関であり、新型コロナの感染が急速に拡大する中で、院内等での感染拡大を防ぎながら発熱患者等に対する診療・検査を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行うため補助金が設定されました。

◆事業内容

● 対象医療機関

- ⇒ 院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関
- ・当該医療機関については、少なくとも令和3年9月30日まで診療・検査医療機関として継続すること
- ・「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」又は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」のどちらかの補助を受けることができる（両方の補助は受けることはできない）
- ・令和2年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象となる
- ・令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関は対象外
- ・令和2年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助を受けた医療機関は原則として対象外。ただし、同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関は、同補助金の補助基準額が本補助金の補助基準額より低い場合は、差額について本補助金の申請が可能

●補助基準額

⇒診療・検査医療機関に対して100万円を上限に実費を補助

●対象経費

⇒令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

- ・感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について幅広く対象となる

例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、CTリース等

(2)医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援

新型コロナの感染が急速に拡大する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域の役割分担の下で、必要な医療提供を継続することが求められます。

医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行うため補助金が設定されました。

◆事業内容

●対象医療機関

⇒院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

- ・「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」又は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」のどちらかの補助を受けることができる（両方の補助は受けることはできない）
- ・令和2年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象となる
- ・令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関については、令和2年度第三次補正予算の「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」の方が補助上限額が高い場合は差額分を補助
- ・令和2年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助を受けた医療機関は対象外

●補助基準額

⇒以下の額を上限として実費を補助

- ・病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円+5万円×許可病床数
- ・無床診療所（医科・歯科） 25万円
- ・薬局、訪問看護事業者、助産所 20万円

●対象経費

⇒令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

- ・感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について幅広く対象となる

例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、CTリース等

- ・看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、本補助金を活用して、民間事業者に消毒・清掃・リネン交換等を委託することが可能

(3)補助金に関するQ&A

上記の2つの補助金の事業内容について、厚生労働省から「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関するQ&A」が公表され、対象費用については、感染拡大防止対策に要する費用だけにとどまらず、日常業務に要する経費など幅広く対象としています。以下、参考となる部分を抜粋して紹介いたします。

Q 1	新型コロナ患者・疑い患者の受け入れ対応等をしていなくても補助の対象となるか？
A 1	補助の対象となる医療機関等の区分のうち、「医療機関・薬局等」については、新型コロナ患者・疑い患者の受け入れ対応は要件となってないので補助の対象となる
Q 2	病院や有床診療所について、許可病床数に応じて上限額が加算されるが、加算される許可病床数に上限はあるか？
A 2	許可病床数の上限はない
Q 3	本事業について、許可病床数には一般病床以外の病床も含まれるか？
A 3	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となる
Q 4	対象期間中であれば、複数回の申請は可能か？
A 4	申請は各施設で1回のみ

2 | その他医療機関等への補助

上記に紹介した補助金の他にも「医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助」が受けられる可能性があります。この事業は、新型コロナへの対応を行う医療機関等において、勤務する医療資格者等が感染した際の労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助し、医療資格者等の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関等の運営の安定を図るもので、対象医療機関は、都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う保険医療機関として限定されていますので注意が必要です。補助基準額は、年間の保険料の一部（2分の1）、1人あたり1,000円を上限としています。

詳しくは、厚生労働省が公表している「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業」で事業内容を確認できます。

また、都道府県に申請を要する補助事業もあり、自院管轄の都道府県ホームページ等で事業内容が確認できます。

4 | IT導入補助金 2021 の概要

1 | IT導入補助金 2021 の事業目的・概要

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者がITツール導入に活用できる補助金で、通常枠（A・B類型）と、低感染リスク型ビジネス枠（特別枠：C・D類型）があります。

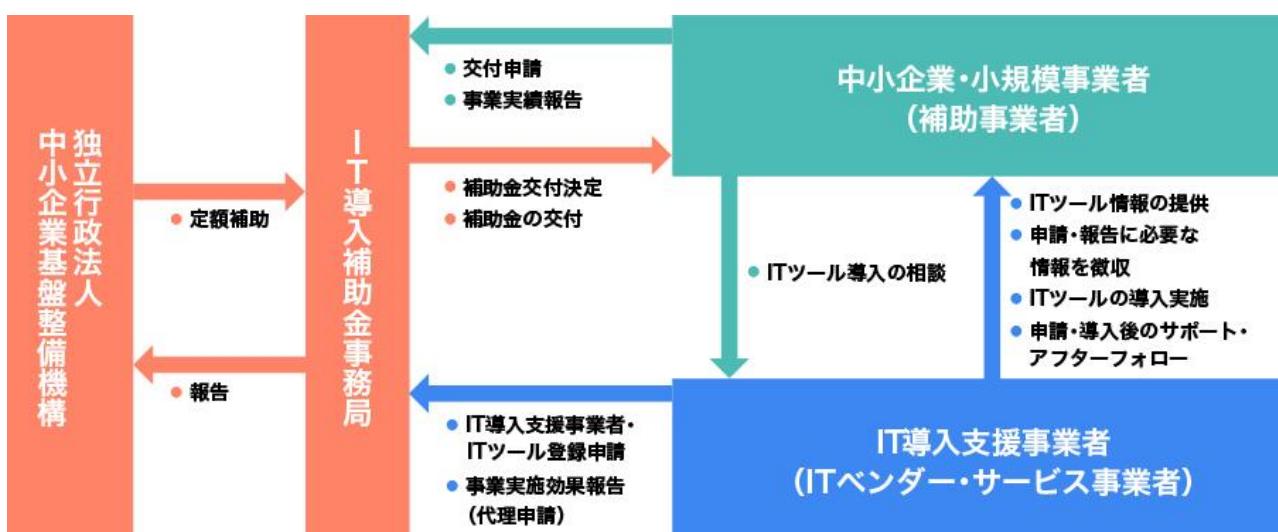
(1) 通常枠(A・B類型)の事業目的

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップをサポートするものです。自院の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・収入アップといった経営力の向上・強化を図ることを目的としています。

(2) 低感染リスク型ビジネス枠(特別枠:C・D類型)の事業目的

低感染リスク型ビジネス枠（特別枠：C・D類型）は、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、労働生産性の向上とともに感染リスクに繋がる業務上での対人接触の機会を低減するような業務形態の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して、通常枠（A・B類型）よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。

◆IT導入補助金 2021 の全体図



(出典) 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 IT導入補助金 2021

(3)補助対象経費

補助の対象となる経費は、ソフトウェア費、導入関連費で、低感染リスク型ビジネス枠（特別枠：C・D類型）はこれに加えハードウェアレンタル費等が対象となります。

(4)補助金の上限額・下限額・補助率

補助金の上限額・下限額・補助率は、類型によってことなります。自院が申請する類型と照らし合わせて確認して下さい。

◆IT導入補助金2021の全体図

	A類型	B類型	C類型	D類型
補助率	1/2以内		2/3以内	
上限額・下限額	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下	30万円～ 450万円以下	30万円～ 150万円以下

2|IT導入補助金2021の補助対象となる事業

補助対象となるクリニックは、一定の要件を満たすことが必要になります。主な要件は以下のとおりです。

◆IT導入補助金2021の補助対象となる主な要件

- 交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。
- 「gBizID※1プライムアカウント」を作成し、gBizID プライムを取得していること。
 ※1 一つの ID/パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる、法人・個人事業主向け認証システムのこと。
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION※2」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言を行うこと。
 また、宣言内容の確認に際し、事務局が一部の交付申請情報を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と共有することに同意すること。
- ※2 中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度
- 補助事業を実施することによる労働生産性※3の伸び率の向上について、1年後の伸び率が3%以上、3年後の伸び率が9%以上及びこれらと同等以上の数値目標を作成すること。
- ※3 粗利益（売上-原価）/（従業員数×1人当たり勤務時間（年平均））により算出された値。
- IT導入支援事業者と確認を行ったうえで、生産性向上に係る情報（売上、原価、職員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）等を事務局に報告すること。
- 訴訟や法令遵守上において、補助事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。
- 低感染リスク型ビジネス枠（特別枠：C・D類型）においては、遡及申請可能期間に ITツールの契約を行い、本事業に申請する者については、当該申請内容が今般の新型コロナウィルスが与える影響を乗り越えるために必要不可欠な緊急の IT 投資等であること。

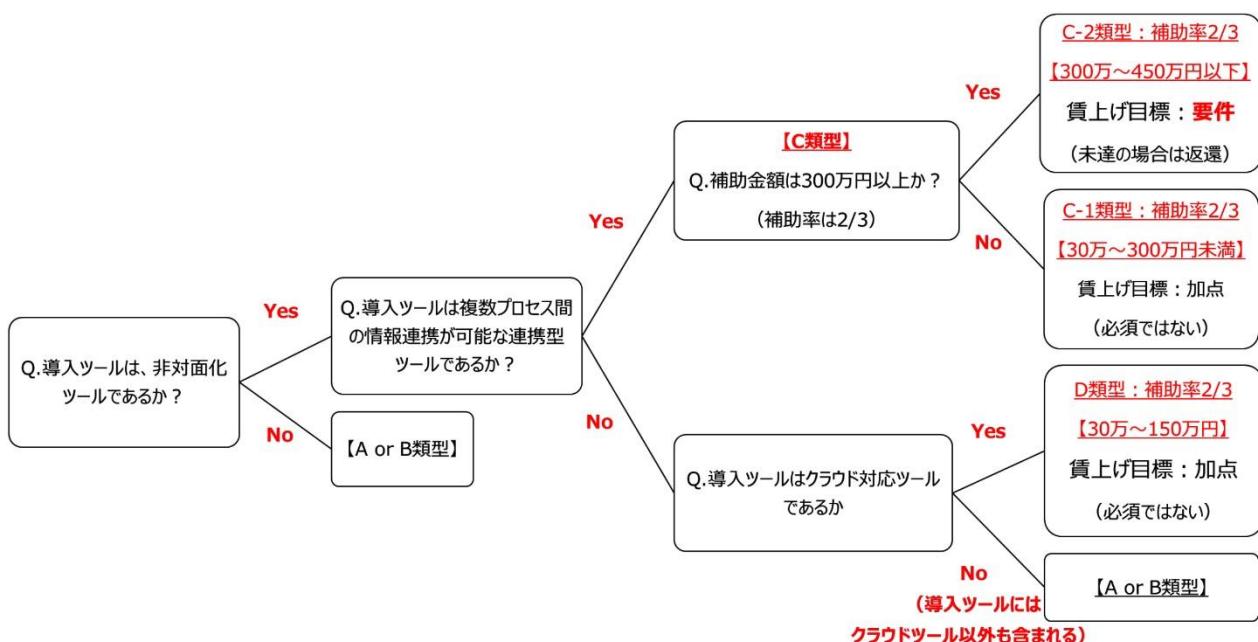
3 | IT導入補助金 2021 の類型判別チャート及びスケジュール等

(1)類型判別チャート

交付申請にあたり、類型の判別を行う際は下記の類型判別チャートを参考にして下さい。

◆類型判別チャート

※保険医療機関及び保険薬局など一定の事業者について、賃上げ要件は問われない



(出典) 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 IT導入補助金 2021

(2)スケジュール等

IT導入補助金2021の1次交付申請は既に終了し、2次交付申請締切日が2021年7月30日、3次交付申請締切日は9月の予定です。申請を検討する際には、事前に日程と「IT導入補助金2021公募要領」を確認しておくことをお勧めします。

◆申請・手続きフロー



(出典) 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 IT導入補助金 2021

■参考資料

厚生労働省：令和3年度 雇用・労働分野の助成金のご案内

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」

について

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会：IT導入補助金 2021